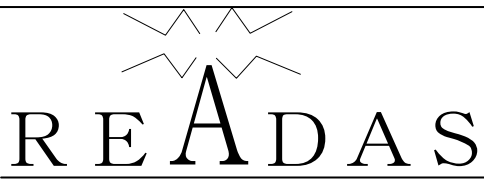


第 5166 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税

Q：住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が拡充されるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置は、住宅市場を活性化させることを目的として、平成27年において、次のように非課税枠が拡大されます。

- ・ 良質な住宅用家屋
1,000万円→1,500万円
- ・ 上記以外の住宅用家屋
500万円→1,000万円

そして、来年1月から消費税の税率が10%になる前9月までは、駆け込み増が予想されることから非課税枠を縮小する一方で、10月以降は反動により減ることが予想されることから、消費税率10%が適用される住宅購入者を対象とした非課税枠(10%適用枠)を創設して、住宅需要の喚起を図るとしています。

また、反動減が特に大きくなることが予想される平成28年10月から平成29年9月までの1年間については、非課税枠を3,000万円に拡大し、反動減がやわらいでくる平成29年10月以降の非課税枠を段階的に縮小していくとし、しばらく反動減の影響が残ることを考慮し、十分な期間の反動減対策を実施するとし、非課税措置を平成31年6月末までとしています。

